

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(東京都担当部会)**

**令和6年7月16日答申分**

## **○答申の概要**

**(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件**

**厚生年金保険関係 1件**

**(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件**

**国民年金関係 1件**

**厚生年金保険関係 1件**

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受) 第2200600号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚) 第2400029号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成15年7月10日は45万円、平成16年12月13日は50万円及び平成21年7月10日は53万8,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月10日、平成16年12月13日及び平成21年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月10日、平成16年12月13日及び平成21年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和50年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成15年7月  
② 平成16年12月  
③ 平成21年7月

A社から、請求期間①、②及び③に係る賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①、②及び③について、請求者から提出された給与規定及び賞与データ(以下「賞与資料」という。)、複数の同僚から提出された当該期間の賞与に関する給与支給明細書(以下「同僚の明細書」という。)及びA社の事業主の回答から、請求者は当該期間において賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、上記の賞与資料、同僚の明細書及び事業主の回答により推認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、請求期間①は45万円、請求期間②は50万円、請求期間③は53万8,000円とすることが妥当である。

また、請求期間の賞与支給日については、事業主の回答及び同僚から提出された預金通帳の写しから、請求期間①は平成15年7月10日、請求期間②は平成16年12月13日、請求期間③は平成21年7月10日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年7月10日、平成16年12月13日及び平成21年7月10日の賞与について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2300660 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 2400015 号

## 第1 結論

平成 12 年 1 月から平成 15 年 12 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 36 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 12 年 1 月から平成 15 年 12 月まで

私は、夫と離婚後、勤めていた会社を離職したため A 県へ転居したものの、娘が B 県にいたため、A 県と B 県を行き来していた。平成 12 年 2 月から同年 6 月頃に C 市役所又は D 市役所において国民年金の加入手続を行った後、昼夜働いてお金を貯め、A 県か B 県にあるコンビニエンスストア又は金融機関において、遅れながらも納付書により請求期間の国民年金保険料を納付したので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料を A 県か B 県にあるコンビニエンスストア又は金融機関において納付した旨主張している。

しかしながら、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料を納付したとするコンビニエンスストア及び金融機関の名称等について記憶していないことから、事業者名、店舗名及び金融機関名を特定することができず、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付について調査を行うことができない。

また、請求者は、請求期間に D 市において住民登録しており、当該期間のうち、平成 12 年 1 月から平成 14 年 3 月までの期間に係る国民年金保険料の納付書は、D 市から発行されることがあるが、同市の国民年金室担当者は、平成 14 年 4 月に国民年金保険料の収納事務が国に移管されたため、納付の状況を確認できない旨回答している。

さらに、請求期間のうち、平成 14 年 4 月から平成 15 年 12 月までの期間に係る国民年金保険料の納付書は、E 社会保険事務所（当時）から発行されることとなるが、請求者は、当該期間に係る国民年金保険料については過年度納付した旨陳述しているところ、F 年金事務所は、平成 16 年 2 月 1 日前に作成された納付書ではコンビニエンスストアでの納付はできない旨回答している一方、同年 4 月時点で被保険者から過年度納付書の送付依頼があったと仮定すると、

2年1か月前の平成14年3月分以降の納付書について、コンビニエンスストアでの納付に対応した納付書の作成が可能と思料する旨回答している。

しかしながら、日本年金機構から提出された国民年金保険料の納付受託取扱要領により、厚生労働大臣が納付受託者として指定したコンビニエンスストア店舗にて読み込ませたバーコード情報記載の領収（納付受託）済通知書は当該コンビニエンスストア本部で保管すること、及び領収（納付受託）済通知書は3年を経過する年度末まで保存する旨定められていることが確認できることから、請求期間に係る領収（納付受託）済通知書は、保存期間経過により確認できない。

また、請求期間は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られた時期である上、平成14年4月以降は国民年金保険料の収納事務が国に一元化されたことを踏まえると、請求期間に係る年金記録の過誤は考え難い。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2300822 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2400030 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 34 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 2 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。平成 2 年 4 月 1 日に別の事業所に異動したが、同年 3 月 31 日まで勤務しており、同年 3 月 30 日の退職はあり得ない。会社本部から別の事業所に異動することは、これまでもあったが、いずれも継続した記録となっており、請求期間だけ別の扱いになるとは考えられないので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、A社に平成 2 年 3 月 31 日まで勤務し、会社本部からの人事により同年 4 月 1 日に別の事業所に異動した旨主張している。

しかしながら、B社から提出された請求者に係る人事記録によると、「平成元年 4 月 1 日 C 職（A社）に採用する 任期は 1 日とする ただし任命権者が別段の措置をしない限り平成 2 年 3 月 30 日まで任用を日日更新し以後更新しない 日給（勤務 8 時間につき）7,650 円を給する」、「平成 2 年 3 月 31 日 平成 2 年 3 月 30 日限り退職した」と記載されており、請求者の請求期間に係る勤務を確認できない上、人事記録で確認できる採用日及び退職日は、オンライン記録と符合している。

また、請求者は請求期間に係る給与明細書等を保有していない旨陳述している上、B社は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除の有無及び控除方法について、関係書類は保存期限到来により処分しており、不明である旨回答していることから、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

さらに、A社において、厚生年金保険の被保険者資格を平成元年 4 月 1 日に取得し平成 2 年

3月31日に喪失した後、同社以外で同年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格及び各共済組合の組合員資格を取得した36人に照会を行ったところ、請求者の退職日を記憶している者及び給与明細書等を保有している者はおらず、複数の者は、自身の退職日は同年3月30日と回答した上、請求期間に国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。